

境港管理組合監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査を行い、平成26年9月8日付で提出した「平成25年度境港管理組合歳入歳出決算審査意見書」に付した審査意見について措置を講じた旨の通知があったので公表する。

平成27年3月27日

監査委員 錦織厚雄



監査委員 岡本康宏



決算審査意見書に付した審査意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

監査意見	講じた措置
<p>1 日本海側拠点港としての機能の充実について</p> <p>境港は、日本海側拠点港として「国際海上コンテナ」、「原木」、「外航クルーズ（背後観光地）」の3機能が選定され、北東アジアゲートウェイを目指して、着実に実績を積み上げており、不足する大型岸壁及びふ頭用地についても、外港中野地区国際物流ターミナルの整備が順調に進められているところである。</p> <p>拠点港に選定されていない「国際フェリー・国際RORO船」及び「リサイクル貨物」については、国内RORO船のトライアル輸送に加え、外貿トライアル輸送を実施するとともに、リサイクル関連企業のビジネスマッチング等を行うこ</p>	<p>境港では、日本海側拠点港としての機能を更に充実させるため、外港中野地区国際物流ターミナル（平成28年度完成予定）をはじめとする港湾整備を計画的に進めており、平成27年度には、竹内南地区における新たな貨客船ターミナル整備にも着手する予定です。</p> <p>また、日本海側における海上輸送のミッシングリンク解消に向けた国内RORO船の試験運航や、酒田港・能代港と連携したリサイクル貨物のトライアル輸送など、広域での利用促進や新分野での利用拡大にも努めているところです。</p> <p>今後も鳥取・島根両県、中海・宍道湖・</p>

ととしている。

こうした取組みを積み重ねるとともに、中国、関西、四国等の新規貨物の開拓、阪神港利用から境港への転換や港湾利用企業の誘致を進め、取扱貨物の増加を図っていくことが必要と考える。

については、関係機関と連携を密にし、関連企業や船社等多様な関係者への働きかけを強め、日本海側拠点港としての機能の充実を図られたい。

2 貨客船ターミナル整備の推進について

境港は、国際フェリーによる旅客数及び貨物量は着実に伸びを示し、大型クルーズ船等就航の大幅な増加も見込まれているところであり、これに対応するためには、CIQ等受入体制の改善を図り港湾のポテンシャルを高める機能を持つ貨客船ターミナルの整備が不可欠である。

現在、その整備に向けた取組みが進められているところであり、平成26年2月には国の先導的官民連携事業として、境港「みなとを核とした官民連携による賑わいづくり」計画が取りまとめられたところである。

については、官民連携をさらに深め、貨客船ターミナル整備事業の採択及び事業の具体化に向けた取組みを一層進められたい。

大山圏域市長会及び関係団体と連携しながら、関西・山陽方面等でのポートセールスを強化するとともに、関連企業や船社を巻き込んだ「境港流通プラットホーム」の構築を進め、ハード・ソフトの両面から日本海側拠点港としての機能充実を図って参ります。

竹内南地区における貨客船ターミナル整備については、国土交通省の平成27年度新規事業化候補案件（境港ふ頭再編改良事業）として、去る3月10日に開催された交通政策審議会港湾分科会事業評価部会において「妥当」との答申がなされ、平成27年度予算成立をもって新規事業化が確定する見込みです。

当該事業は、平成31年度完成を目指して、国（直轄事業）においては「岸壁」、「航路・泊地」を整備し、当組合においては「ふ頭用地」、「旅客ターミナル上屋」の整備を行うもので、今後は、国土交通省・鳥取県等と協力して事業推進を図るとともに、境港市をはじめとする中海・宍道湖・大山圏域の自治体、商工会議所などの関係団体や関連企業などと連携して貨客船ターミナルを活用した人流・物流の拡大や周辺地域の賑わいづくりに取り組んで参ります。